声明

４回連続の診療報酬マイナス改定に抗議する

政府は 12 月 17 日、2020 年診療報酬の改定率を発表した。診療報酬本体の改定率＋0.55％、薬価－0.99％、医療材料－0.02％となり、全体の改定率は 0.46％の引き下げとされた。この 10 年を振り返ってみると診療報酬のプラス改定は民主党政権の 2010 年（0.19%）、2012 年（0.004%）だけで安倍内閣の下では 2014 年から実に 4 回連続のマイナス改定となる。

また、安倍首相が議長を務める全世代型社会保障検討会議は 12 月 19 日に中間報告を発表したが、この報告書では社会保障の充実のためにと 10 月に消費税率を 10％に引き上げたにもかかわらず、国民の負担を増やそうといった計画が検討されている。今回の診療報酬の引き下げでは国費を 500 億円減らしたが、社会保障に関しては国の負担を減らし、国民には負担を押し付ける政策が一貫している。

診療報酬は国民が受ける医療の範囲や質・量を定め、医療機関の経営の原資となるものである。従って、医師・歯科医師が医学的見地から最善の診療行為を行うためにも医療機関の経営が保障されるよう決定されるべきである。しかし、財政難を口実に長期にわたり医師・歯科医師の技術料は適正に評価されず、医療分野の賃金は他の産業と比較してその伸びは抑制され続けている。

こうした政策がこのまま続けば医療従事者の人材確保を困難にし、地域の医療提供体制は崩壊しかねない。

われわれは今回のマイナス改定に抗議するとともに、より質の高い医療提供体制を構築するために、医師・歯科医師の技術料を適正に評価し、診療報酬を大幅に引き上げることを強く求めるものである。

2019 年 12 月 25 日

長野県保険医協会理事会